
「大学における社会人の受入れの促進について(論点整理)」関連資料

目次

1. 大学規模・大学経営部会の審議状況		(6) 科目等履修生制度及び履修証明制度	26
(1) ①社会人受入れ促進に関するこれまでの施策と現状	2	(7) 履修証明制度の概要	27
②社会人の受入れ促進の観点	3	4. 社会人の大学修学にかかる負担の軽減	
③現状と課題, 検討の方向	4	(1) 日本学生支援機構の奨学金事業	29
④検討の方向に基づく, 促進の方策(例)	5	(2) 税制上の優遇措置について他国との比較	30
(2) ①大学教育の充実に向けた具体策の検討	6	(3) 学生の経済的負担の軽減	31
②学修成果の評価に係る具体策の検討	7	(4) 学生の雇用者の経済的負担の軽減	32
③大学就学の負担軽減に係る具体策の検討	8	(5) 大学修学を目的とした休業制度	33
2. 社会人の受入れの推移		(6) 学修成果の雇用先での初任給や昇給への反映	34
(1) 25歳以上の学士課程への入学者の割合(国際比較)	9	5. 具体的な受入れ促進方策の方向性	
(2) 大学における社会人入学者数の推移	10	(1) 諸外国の学修成果・職業能力の認証・評価制度	35
(3) 大学院における社会人入学者数の推移	11	(2) 複数大学の連携による地域の人材育成需要に 対応した教育の実施	36
3. 主な制度と各大学の取組み状況		(3) 通学制と通信制の授業方法	39
(1) 入学者選抜方法の工夫	12	6. 社会人の大学での学修ニーズ	
(2) 夜間における授業の実施	13	(1) 社会人の大学での学修ニーズ	40
(3) 校舎以外の場所での授業の実施	16	(2) 「職業人と大学教育」調査 ー結果の概要ー	
(4) 標準修業年限の弾力化	17		
(5) 通信による教育	20		

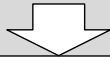
1. 大学規模・大学経営部会の審議状況

(1)①社会人受入れ促進に関するこれまでの施策と現状

18歳人口だけでなく、我が国の人口が減少期を迎えた中、社会人や高齢者等の多様な人々のうち、どの程度が大学で学ぶようになるか想定することは、大学として必要とされる量的規模、又は政策的に妥当とされる規模を検討する上で重要な論点。

【これまでの社会人学生の受入れを促進する施策】

- ①設置認可の抑制の例外（昭和51～平成14年）
- ②制度的な改善（例）
 - ・社会人学生の入学資格の弾力化
 - ・夜間大学院，昼夜開講制
 - ・「メディアを利用して行う授業」の明確化
 - ・大学院修士課程の短期在学コース，長期在学コース
 - ・長期履修学生制度
 - ・科目等履修生制度，履修証明制度
- ③社会人の修学の負担軽減
 - ・奨学金事業や授業料等の減免制度
 - ・教育訓練給付制度における指定講座制度の活用
 - ・雇用者を大学等に派遣する場合の法人税額控除
 - ・大学修学のための休業制度



【各大学における取組】

大学によっては、地域の産業や学習ニーズに応える教育内容と方法からなるプログラムを整備し、提供。

【全国的な状況】

大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、2%（OECD平均は21%）。学部への社会人入学者は、18,340人（平成13年度）をピークに減少傾向（通信制を含む）。大学院への社会人入学者は増加。平成20年度は18,799人（同上）。

【課題】

「修学を妨げている要因」として、「業務が多忙」や「雇用者の理解が得られない」ほか、「職業生活と学修の両立のための費用や学修時間の確保が難しい」や「魅力的なカリキュラムがない」との声。

2

(1)②社会人の受入れ促進の観点

大学の機能別分化が進む中、例えば、大学院修士課程，学士課程における幅広い職業人養成等に重点を置く大学，短期大学では、産業界や地域と密接に関わりながら、社会人等の需要に対応した学修内容・方法を開発、提供していくことが期待。

社会人の受入れ促進の観点

○社会的要請に応える

就業者：専門的知識・技能の獲得，知識・技能の高度化・現代化
高齢者：職業生活で得た知識・技能や人生経験を生かして，新たな専門的知識・技能を獲得し，地域の経済社会活動に参画
就業していない者：専門的知識と技能を獲得し，就業・社会参画
これらが，社会の成長，経済の活性化を支える上で必要。特に少子高齢化社会にあっては不可欠。

○学習者の要請に応える

学習者が，各自の学習目的を具体化。
それぞれの学習目的は，職業上の専門知識・機能の高度化，職業生活等で得た経験の理論化を通じた職業上の能力向上，就業や社会活動参画等を目的とした専門知識・技能の獲得など，多様であり，かつ個人にとって明確。

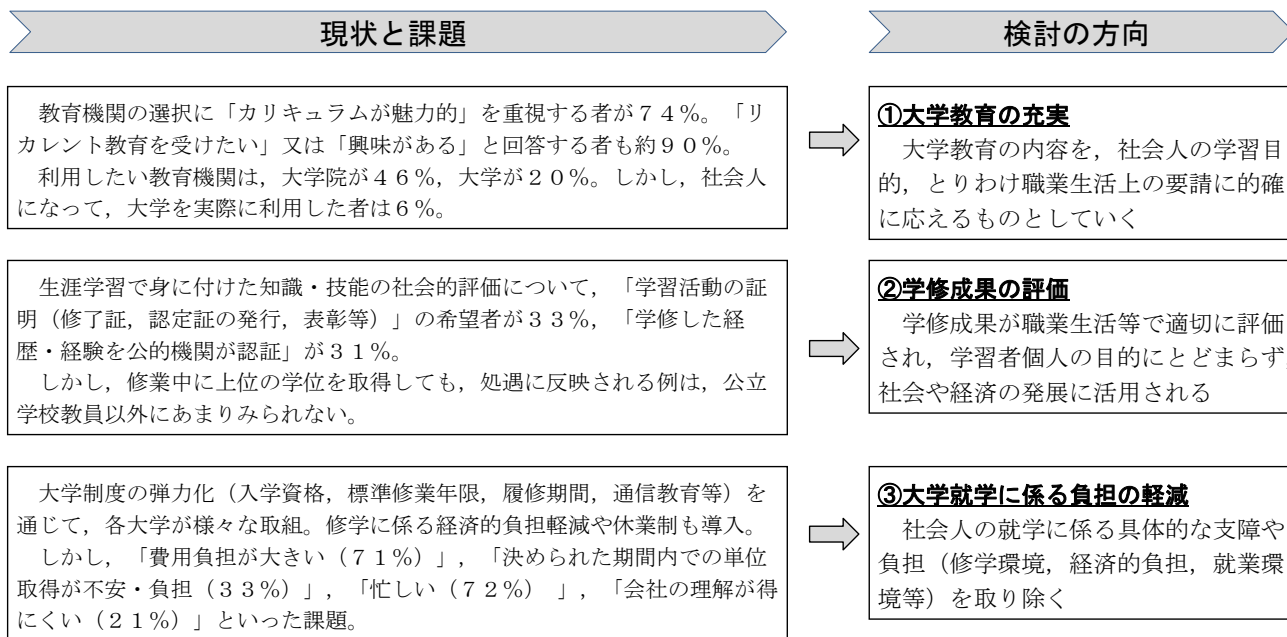
○大学教育の現代化を図る

各国の動向をみても，社会人をはじめ多様な学生が就学することが，大学教育の現代化に寄与。
また，少子高齢化社会にあつて，大学の経営上も効果的と考えられる。

3

(1) ③現状と課題, 検討の方向

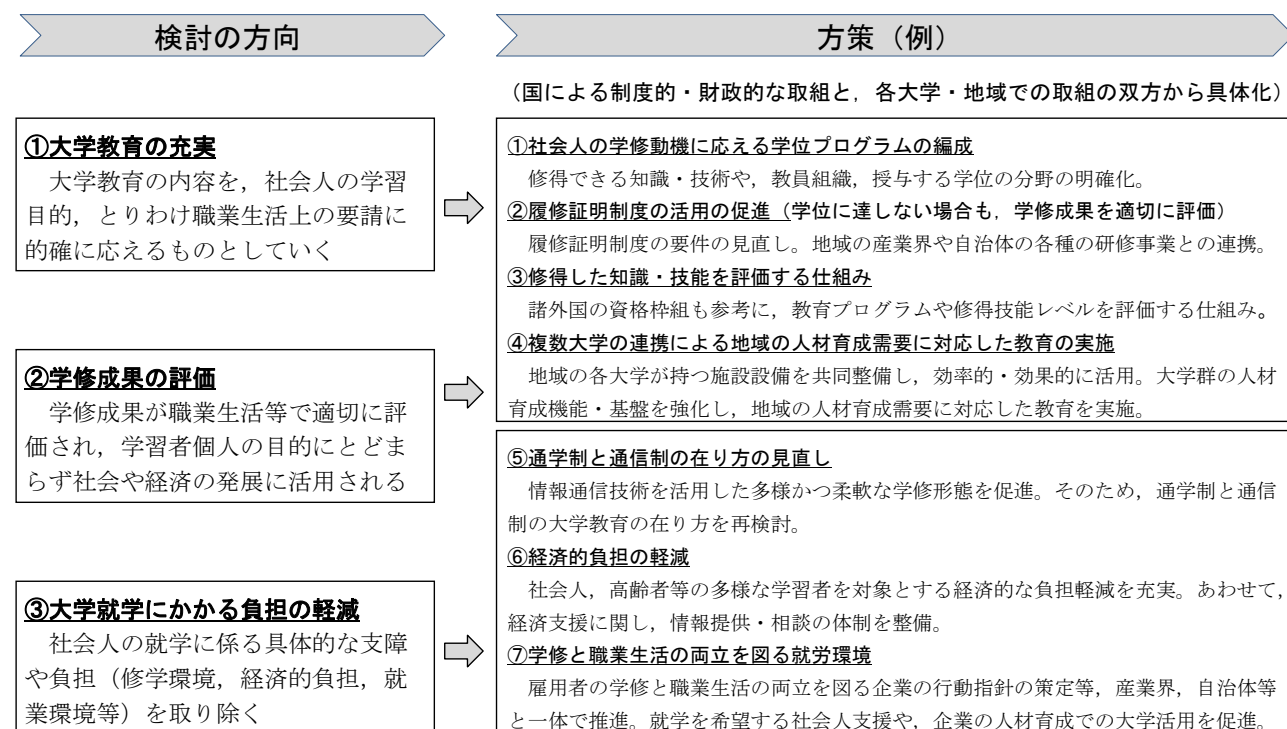
大学制度の弾力化などの施策が講じられたが、全体的傾向としては、依然として、社会人受入れは成長の余地が残る。大学ごと、地域ごと、分野ごとに、状況は多様であり、それぞれに応じた取組が求められるが、全国的かつ横断的な観点からは、①教育の充実、②学修成果の評価、③負担軽減、の3つの方向から検討が考えられる。



4

(1) ④検討の方向に基づく、促進の方策(例)

方策(例)として、各大学では、地域、分野の状況を踏まえて、それぞれに必要な取組を展開。また、国は、各大学の取組を促進するための制度的な整備と、情報の収集と発信を含む各種の支援。



5

(2)①大学教育の充実に向けた具体策の検討

就業者		非就業者		
【企業内人材育成】	【自主的な学習者】	【若年者】	【女性】	【高齢者】
職能開発 ・ 企業の人材需要に対応した教育プログラム(分野別, 企業規模別等)		就業, 社会活動参画 ・ 地域の人材需要に対応した教育プログラム ・ (営利/社会貢献目的)起業, 社会活動参画支援教育プログラム ・ 職業資格保有者向けリカレント教育プログラム ・ 生活の一部としての学修 ・ 生活に役立つ知識等の教育プログラム(社会保障, 健康増進, 権利・財産保護等)		
①教育プログラムで修得できる知識・技能の明確化, 授与する学位の分野の明確化 ①教育内容・方法等に関する情報の積極的な公開				
④大学間連携を通じた, 各大学が有する教育資源の効果的・効率的な活用, 施設設備等の共同整備, 大学群の人材育成機能・基盤の強化				
④⑦人材育成面での企業・産業界との連携の強化(企業・産業界需要に応じた教育プログラム編成)		④⑦人材育成面での地域の企業・産業界, 自治体, 関係機関との連携の強化(地域需要に応じた教育プログラム編成)		
国の支援策(例) ①学位プログラムの編成の促進 ①各大学の教育に関する情報の公開促進		④大学間連携を通じた, 地域の産業界・自治体・関係機関と連携した大学の 人材育成機能・基盤の強化の促進・支援 ・ 各大学の経営・教学の両面の相談に対応し, 大学間連携や大学と産業界・自治体・関係団体との連携の媒介役の機能を有する体制を各地域に整備		

6

(2)②学修成果の評価に係る具体策の検討

就業者		非就業者		
【企業内人材育成】	【自主的な学習者】	【若年者】	【女性】	【高齢者】
職能開発 ・ 学修成果の人事面・処遇面での活用		就業, 社会活動参画 ・ 学修成果の職業能力証明としての活用 ・ 学修成果を活用した就業, 起業, 社会活動参画 ・ 生活の一部としての学修		
各大学の取り組み(例) (大学教育の充実に係る各大学の取組) ②履修証明制度の活用(学位に達しない場合も, 学修成果を適切に評価)				
		②学修者の学修成果の地域社会での活用を見通した教育プログラムの編成や, 履修指導・相談の充実		
		④⑦人材育成面での地域の企業・産業界, 自治体, 関係機関との連携の強化		
国の支援策(例) ②履修証明制度の活用の促進 ・ 履修証明制度の改善(制度面, 運用面) ・ 履修証明制度と他制度等との連携(ジョブ・カード制度との連携強化, 教育訓練給付制度の活用等) ③大学修学により修得した知識・技能を評価する仕組みの構築 ・ 諸外国の資格枠組も参考に, 教育プログラムや修得技能レベルを評価する仕組みを検討		④地域の産業界・自治体・関係団体と連携した大学の 人材育成機能の強化の促進・支援[再掲] ・ 各大学の経営・教学の両面の相談に対応し, 大学間連携や大学と産業界・自治体・関係団体との連携の媒介役の機能を有する体制を各地域に整備[再掲]		

7

(2)③大学就学の負担軽減に係る具体策の検討

就業者		非就業者		
【企業内人材育成】	【自主的な学習者】	【若年者】	【女性】	【高齢者】
職能開発		就業、社会活動参画		
<ul style="list-style-type: none"> 大学教育活用に係る時間的・経済的負担 		<ul style="list-style-type: none"> 生活の一部としての学修 		
<ul style="list-style-type: none"> 大学就学と職業生活との両立 		<ul style="list-style-type: none"> 大学就学にかかる経済的負担 		
各大学の取り組み(例)	②履修証明制度（短期間で履修できる教育プログラム）の活用[再掲]			
	⑤情報通信技術や、授業方法、授業の時間・場所、修業年限等にかかる諸制度等を活用した多様かつ柔軟な学修形態の提供			
	⑥履修指導・相談の充実			
		⑥経済支援策の充実 (入学金免除, 単位制授業料, 授業料月払制度等)		
	⑥経済支援に関する情報提供・相談体制の整備			
	④⑦人材育成面での企業・産業界との連携の強化(企業内人材育成での大学教育活用)		④⑦人材育成面での地域の企業・産業界, 自治体, 関係機関との連携の強化(「地域で学び, 地域で働く」学習環境の構築)	
国の支援策(例)	②履修証明制度の活用促進 [再掲]		⑥経済的負担の軽減	
	⑤通学制と通信制の在り方の再検討		<ul style="list-style-type: none"> 企業の人材育成投資の促進 多様な学習者層を対象とする経済支援策(税制, 奨学金等) 履修指導・相談, 経済支援に関する情報提供・相談体制の整備支援 	
	⑦学修と職業生活の両立を図る就労環境			
	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を活用した多様かつ柔軟な学修形態を促進。そのため, 通学制と通信制の大学教育の在り方を再検討。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者の学修と職業生活の両立を図る企業の行動指針の策定等, 産業界, 自治体等と一体で推進。就学を希望する社会人支援や, 企業の人材育成での大学活用を促進。 			

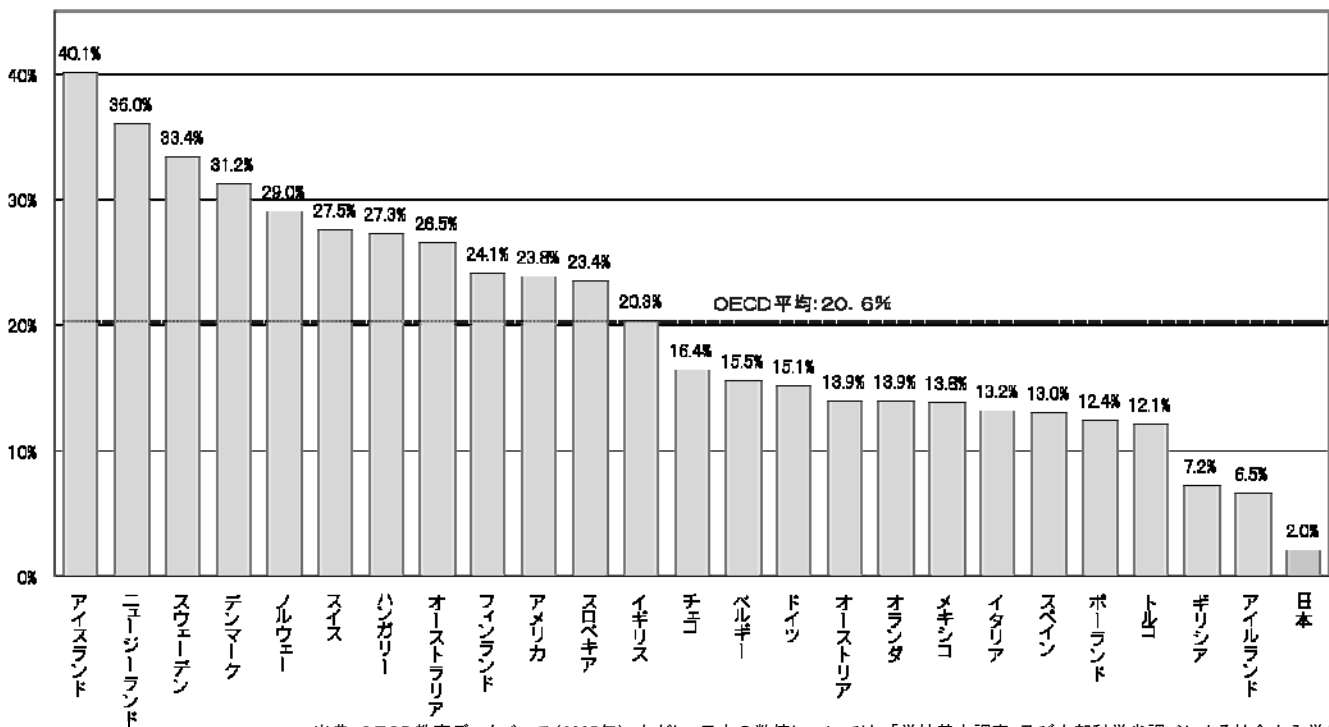
8

2. 社会人の受入れの推移

(1)25歳以上の学士課程への入学者の割合(国際比較)

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し, 社会人学生も相当数含まれる一方, 日本の社会人学生比率は2.0%であり, 大きな差があると推定される。

25歳以上の入学者の割合(大学型高等教育機関)の国際比較

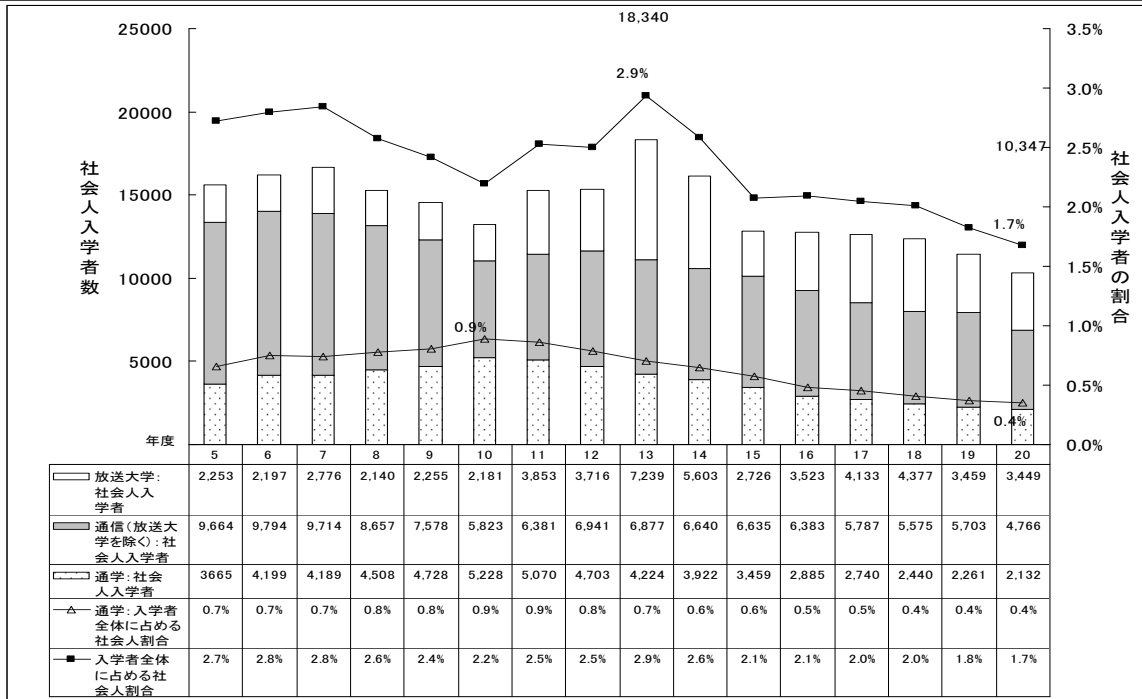


出典: OECD教育データベース(2005年)。ただし, 日本の数値については, 「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数

9

(2) 大学における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は平成10年の5,228人をピークに減少。通信制への入学者（放送大学）を含めても平成13年の18,340人（推計）をピークに減少。



※ 出典: 学校基本調査報告書

※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)をいう。

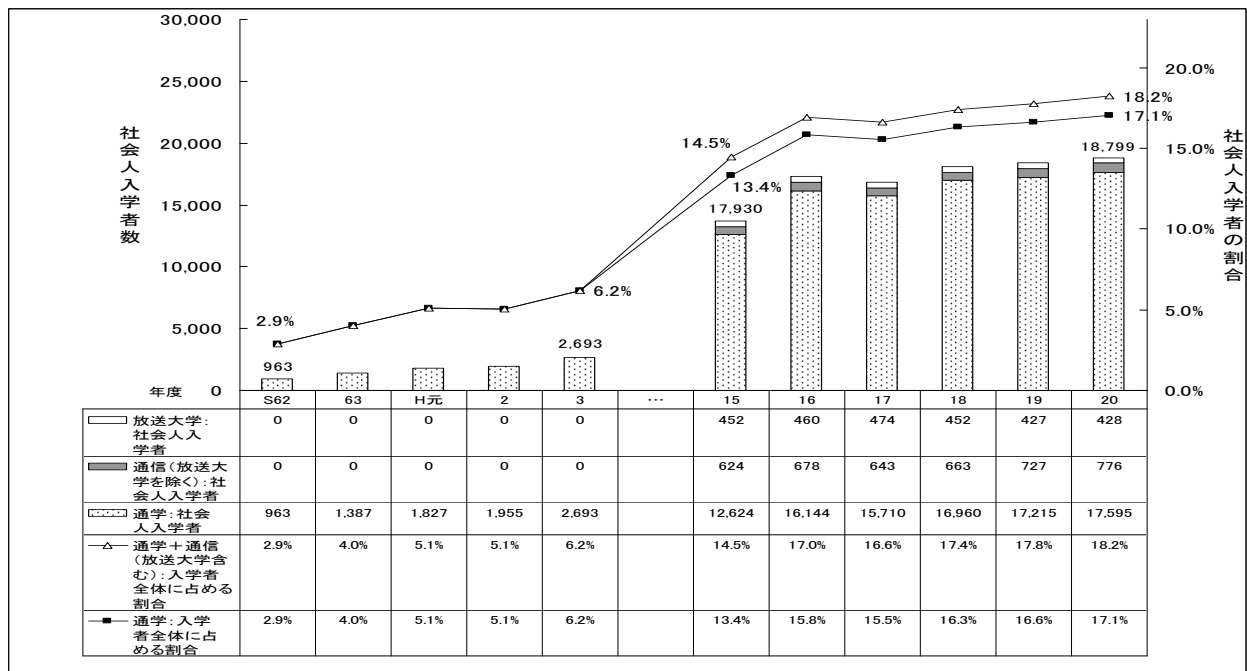
※ 通学の社会人入学者は、「国公私立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

10

(3) 大学院における社会人入学者数の推移

社会人入学者数は、増減があるものの近年は増加が停滞傾向にあり、入学者全体に占める割合は18.2%(平成20年度)。通信制(放送大学を含む)への入学者は1,100人程度で、社会人入学者全体の6%程度。



※ 出典: 大学課調べ, 学校基本調査報告書

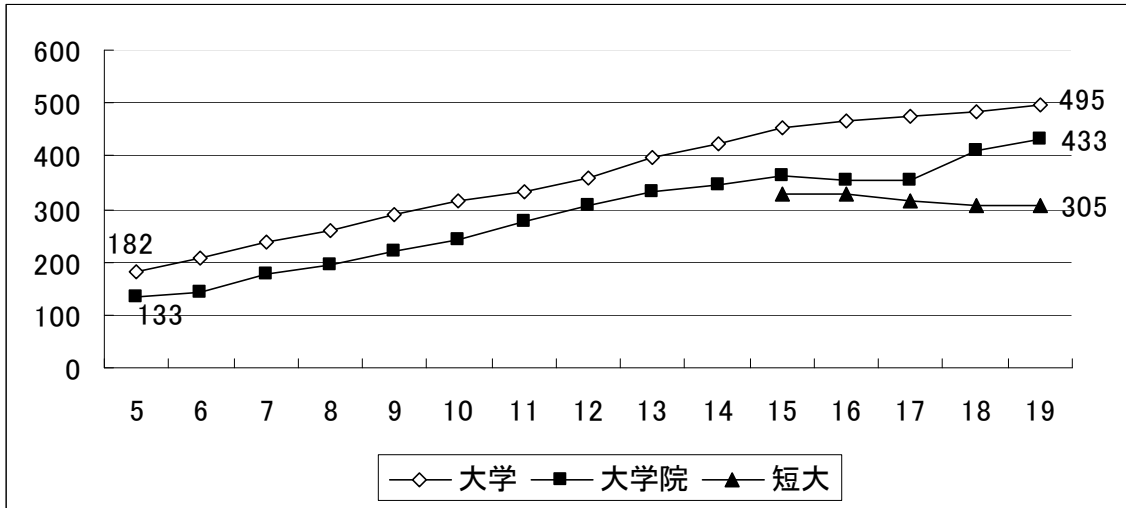
※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

11

3. 主な制度と各大学の取組み状況 (1) 入学者選抜方法の工夫

社会人等を対象に、一般の入学者選抜とは異なる方法(学力試験を課さず、論文、面接による方法など)により判定する入学者選抜方法。大学学部については、実施校数は増加しているが、この選抜による入学者数は平成10年(5,228人)をピークに減少、平成20年度は2,132人で、入学者全体の0.4%を占めるに過ぎない。(1ページ参照)
大学院については実施校数は増加、入学者数は増加しているものの近年は停滞傾向。

【社会人特別入学者選抜 実施校数(大学・大学院)】



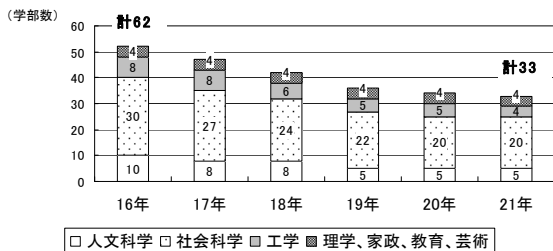
出典：国公立大学入学者選抜実施状況(大学、短大)、大学振興課大学院係調べ(大学院)
短大については、平成15年度より調査を開始。

(2) 夜間における授業の実施

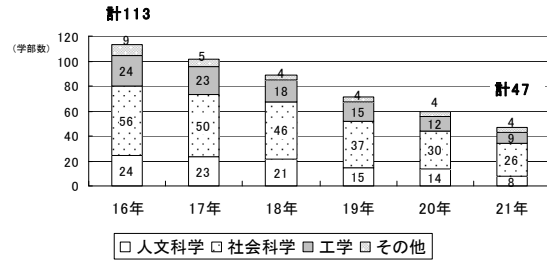
- ①夜間学部(大学学部:学校教育法制定時(昭和22年)～, 短期大学:短期大学の法制化時(昭和39年)～, 修士課程:平成元年～, 博士課程:平成5年～)
- ②昼夜開講制(大学学部・短期大学:平成3年～, 修士課程:昭和49年～, 博士課程:平成5年～)

学習時間等の制約のある社会人等の利便に資するため、専ら夜間に授業を行う大学の学部・大学院の研究科を開設したり、同一学部・研究科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う昼夜開講制により授業を行うこと。
大学学部・短期大学が設置する夜間学部のうち、昼間学部と施設を共有、あるいは昼間学部と施設が近接しているもの及び昼夜開講制を実施する場合については、設置基準において校舎・校地要件が緩和されている。
大学学部については夜間学部・昼間主コースと夜間主コースを区分する昼夜開講制ともに設置校数は減少している。一方、夜間学部から昼間主コース・夜間主コースを区分しない昼夜開講制に移行している大学の例も見られる。

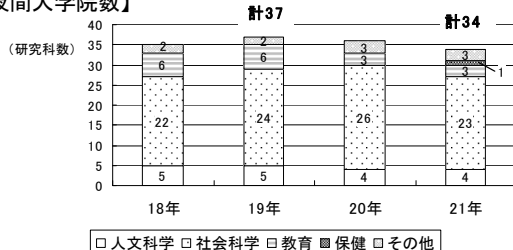
【夜間大学数】



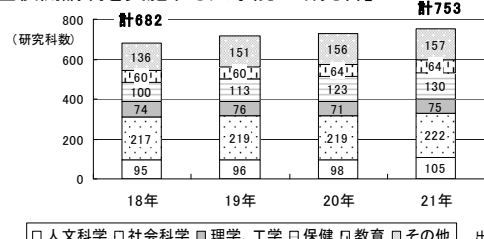
【昼夜開講制を実施する大学の学部】



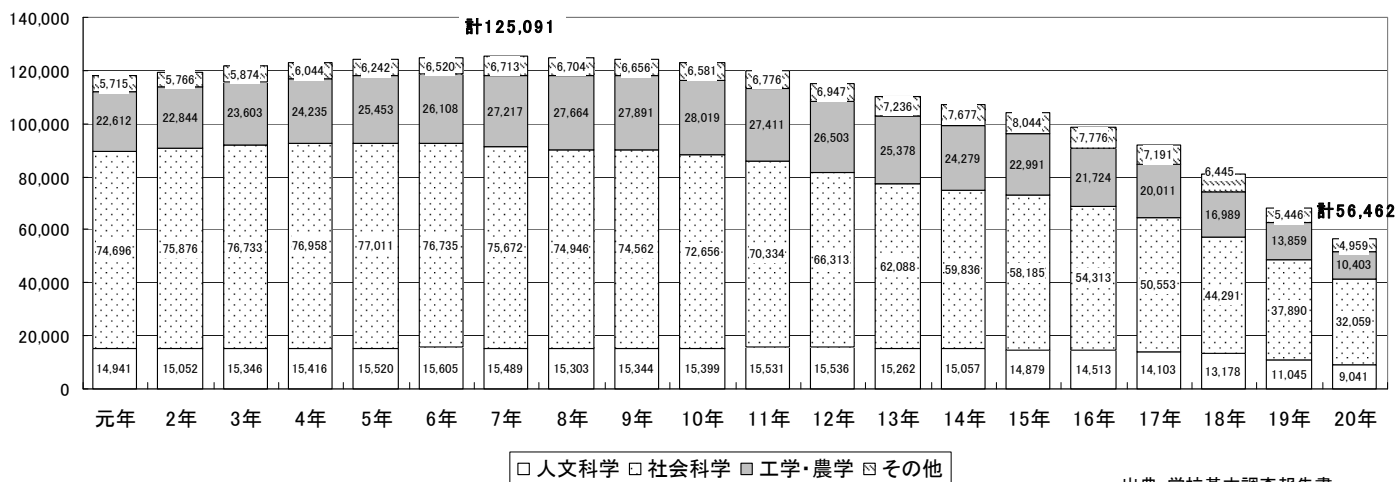
【夜間大学院数】



【昼夜開講制を実施する大学院の研究科】

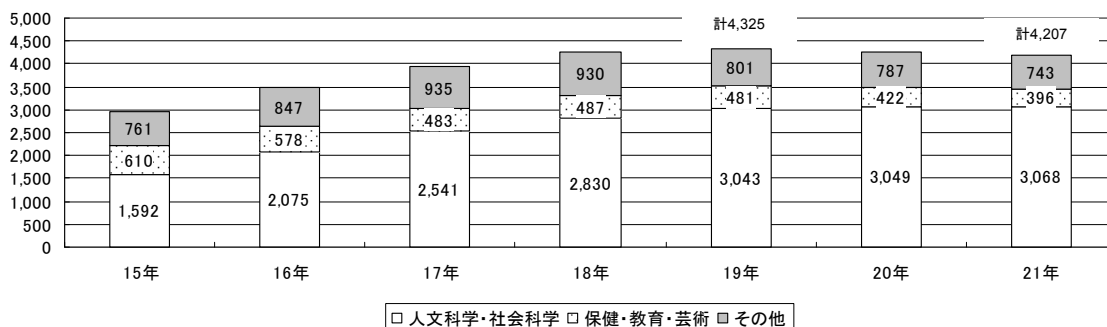


【夜間大学の学生数】



出典: 学校基本調査報告書

【夜間大学院の学生数】



出典: 学校基本調査報告書

【夜間学部から昼夜開講制(昼間主コース・夜間主コースを区分しないもの)に移行した大学の例】

早稲田大学

第一文学部(昼間学部)、第二文学部(夜間学部)
(平成19年度に募集停止)
↓
平成19年度～
文学部(昼間学部)
文化構想学部(1～7時限まで授業を実施する昼夜開講制)

神奈川大学

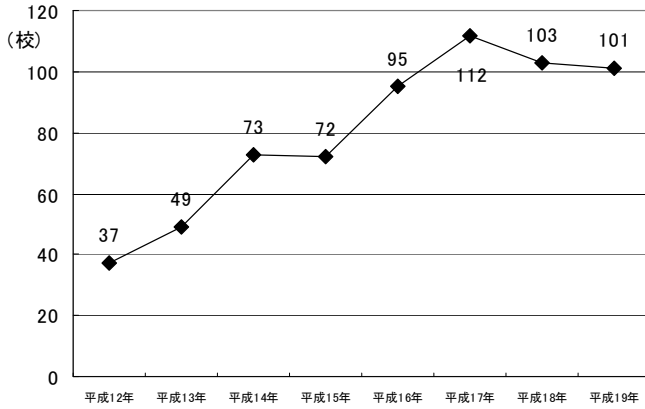
第一法学部(昼間学部)、第二法学部(夜間学部)
第一経済学部(昼間学部)、第二経済学部(夜間学部)
(平成18年度に募集停止)
↓
平成18年度～
法学部、経済学部
(1～7時限まで授業を実施する「昼夜間教育制度」(昼夜開講制))
6,7時限と土曜日の履修により授業を履修することで4年間の
卒業が可能な「イブニング履修プログラム」を実施

(3)校舎以外の場所での授業の実施

○サテライト教室

平成15年に大学設置基準・短期大学設置基準を改正し、いわゆるサテライト教室での授業の実施が可能であることを明文化した。(大学院についても大学設置基準を準用)

【サテライト教室で正規授業を実施している大学・大学院数】



出典: 文部科学省調べ

【サテライト教室を設置している大学院の例】

常磐大学大学院

校舎所在地: 茨城県水戸市

サテライトキャンパス:

所在地: 東京都港区

設置年: 平成16年度

授業を行う研究科: 被害者学研究科(修士課程)

双方向の遠隔授業システムにより東京と水戸で同時に授業を行い、修学できる体制をとっている

北陸先端科学技術大学院大学

校舎所在地: 石川県能美市

サテライトキャンパス:

所在地: 東京都港区芝浦

設置年: 平成15年度

授業を行う研究科:

知識科学研究科, 情報科学研究科

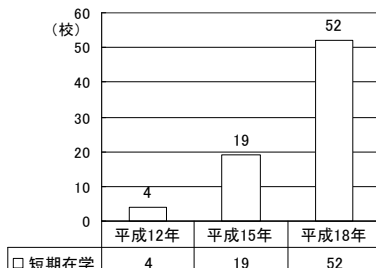
(4)標準修業年限の弾力化

①短期在学コース (修士課程: 平成11年～)

標準修業年限より短い期間(1年以上2年未満)の修業年限を定めた修士課程。

設置数は増加しているが、全体の9%(平成18年度)にとどまっている。

【短期在学コース設置大学院数】



【短期在学コースを設置している大学院の例】

南山大学大学院

経済学研究科経済学専攻「社会人1年コース」(博士課程前期)

継続した就業経験があり、特定の実務に関して豊富な経験と研究テーマに関する論文や報告書を有し、高度な専門的業務へ貢献できるように、より広い知識や高度な学識を得ることを希望する成績優秀な社会人のためのコース。

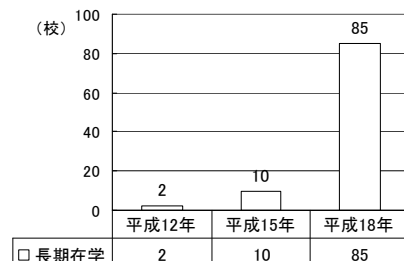
(このほか、修業年限3～6年の「長期在学コース」も開設)

②長期在学コース (夜間大学院は平成元年～他の修士課程: 平成11年～)

標準修業年限を超える修業年限を定めた修士課程・博士課程。

設置数は増加しているが、全体の8%(平成18年度)にとどまっている。

【長期在学コース設置大学院数】



【長期在学コースを設置している大学院の例】

同朋大学大学院

人間福祉研究科(修士課程)

リカレント教育を想定し、修業年限を2～4年までの範囲で自ら設定することが可能。

あわせて、昼夜開講制を実施し、6時限に授業を行うほか、土曜昼間にも開講。夏冬の休暇を利用して集中講義や実習を実施。

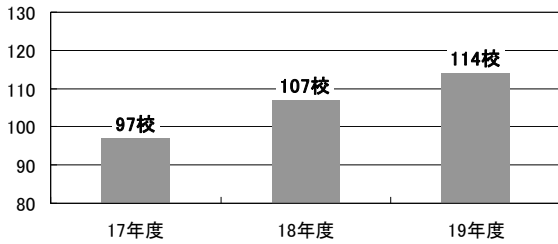
出典: 文部科学省調べ

③早期卒業・課程修了(大学学部：平成11年～，修士課程：平成元年～，博士課程：平成11年～)

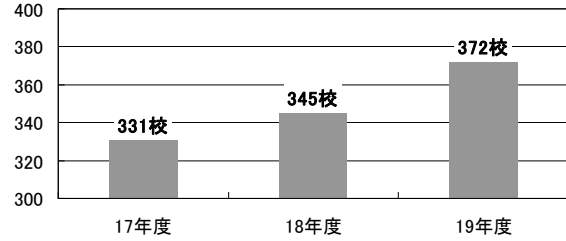
個人の能力に応じた修業年限の弾力的な取扱いとして，特に優れた成績・業績をあげた学生が希望する場合，修業年限より短い期間の在学による卒業・学位取得を認めること。

実施校数は増加しており，大学院の早期課程修了者は増加しているが，大学学部の早期卒業者は300人程度で推移。

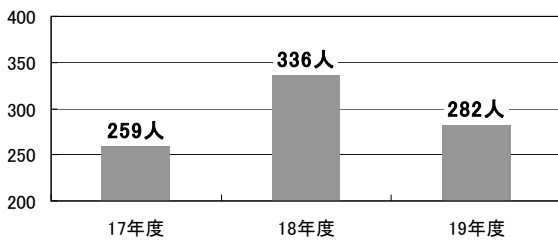
【早期卒業を実施する大学数】



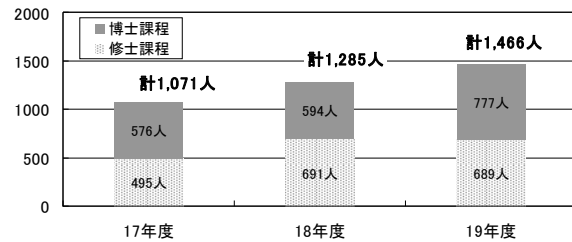
【早期課程修了を実施する大学院数】



【学部段階における早期卒業業者数】



【大学院段階における早期課程修了者数】



出典：文部科学省調べ

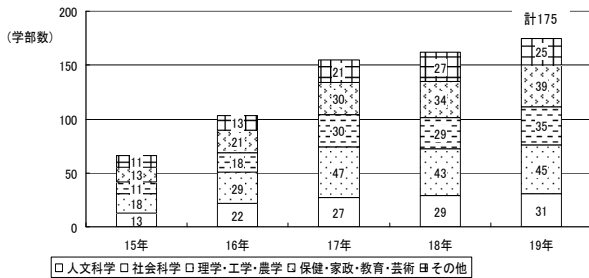
④長期履修学生制度(平成14年～)

学生が，職業を有しているなどの事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し，卒業・課程修了することを希望する場合には，その計画的な履修を認めることができる制度。

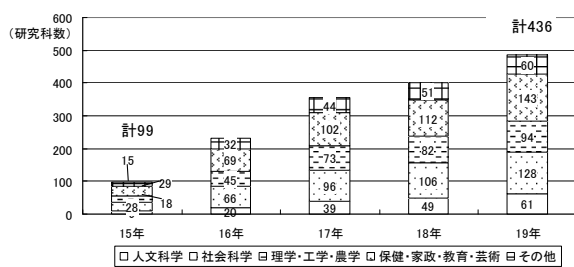
大学学部については，実施大学数は増加しているが全体の2.4%（平成19年度）。受け入れ学生数は減少しており，ピーク時（平成15年度）でも99名にとどまっている。

大学院については学校数・受け入れ学生数ともに増加。

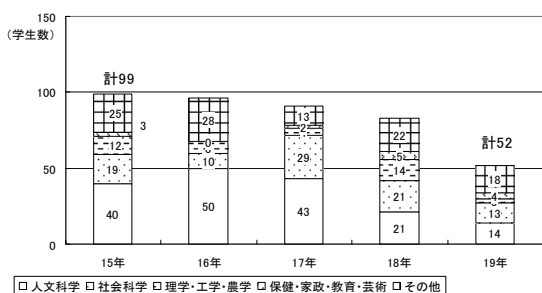
【長期履修学生制度を実施する大学数】



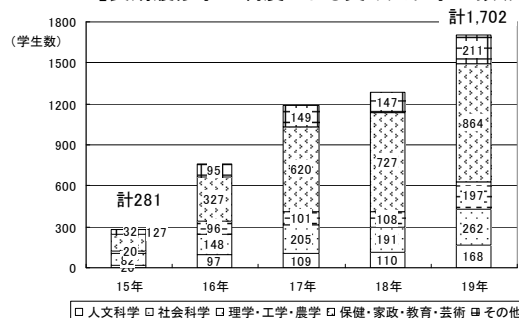
【長期履修学生制度を実施する大学院数】



【長期履修学生制度による受け入れ学生数(大学)】



【長期履修学生制度による受け入れ学生数(大学院)】



出典：文部科学省調べ 19

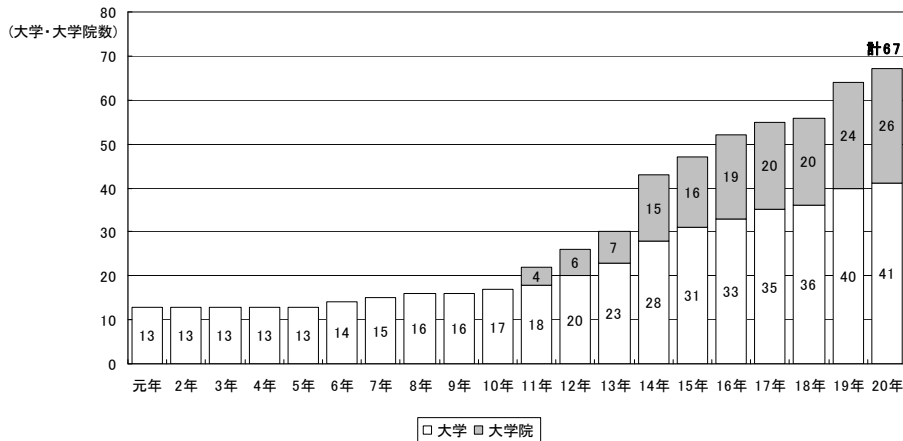
(5) 通信による教育

① 通信制大学・大学院（大学学部・短期大学：学校教育法施行時（昭和22年）～，修士課程：平成10年～，博士課程：平成14年～）

学校教育法制定時から大学における通信教育の規定が設けられていたが，平成13年に学部及び大学院研究科に共通する規定であることを明確するため，学部に関する条文の前に規定を繰り上げるとともに，通信教育を行う大学学部，研究科を置くことができることを規定。通信教育に関する設置基準は，昭和56年に大学通信教育設置基準が，昭和57年に短期大学設置基準が制定された。修士課程については平成10年に，博士課程は14年に大学院設置基準に通信教育に関する規定が設けられた。

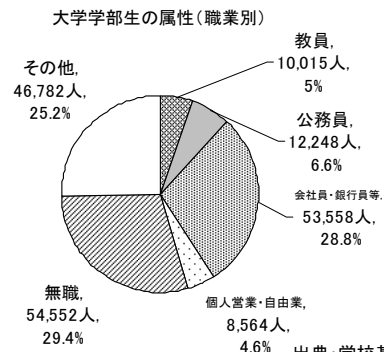
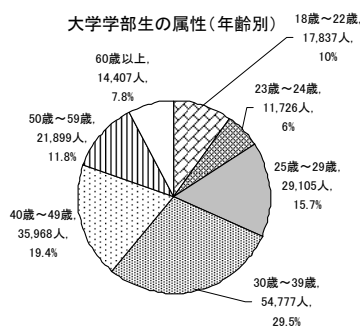
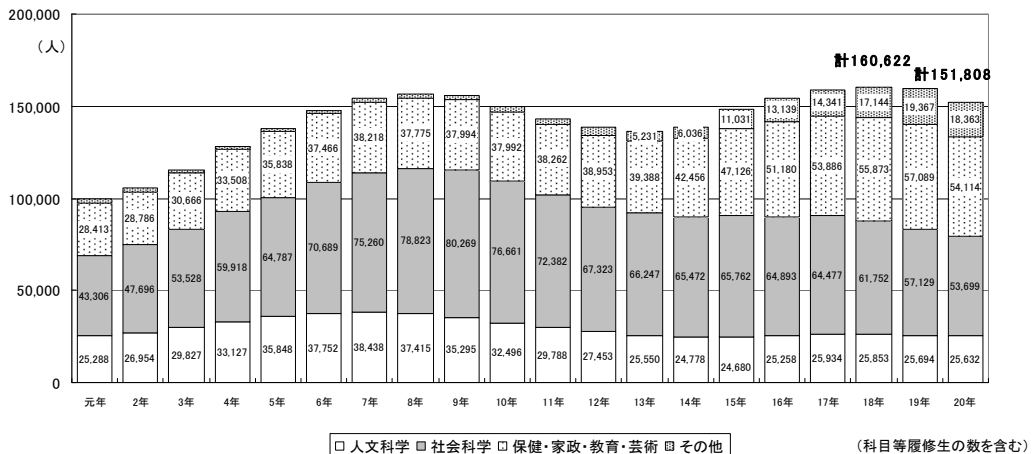
通信制大学・大学院数はともに増加している。大学学部については，放送大学を除くと入学者数は減少傾向が続き平成20年度は7,075人であり，学生数は13～14万人程度で推移している。大学院については，放送大学を除くと入学者数・学生数ともに増加している。

【通信制大学・大学院数】(放送大学を除く)



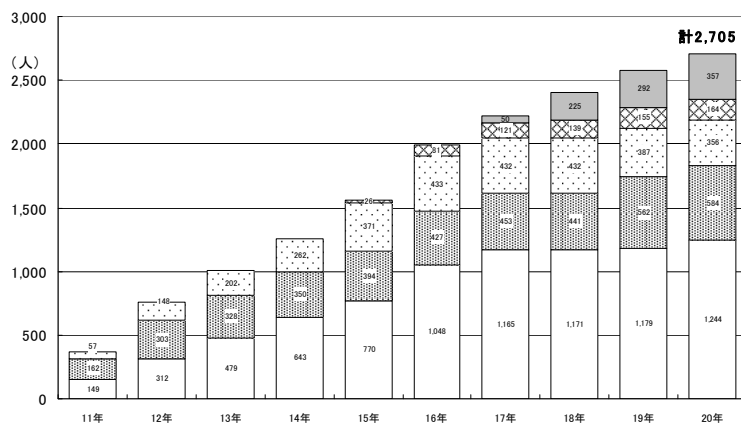
出典: 学校基本調査報告書

【通信制大学 在学生数】(放送大学を除く)



出典: 学校基本調査報告書

【通信制大学院 在学者数】(放送大学を除く)



(科目等履修生の数を含む)

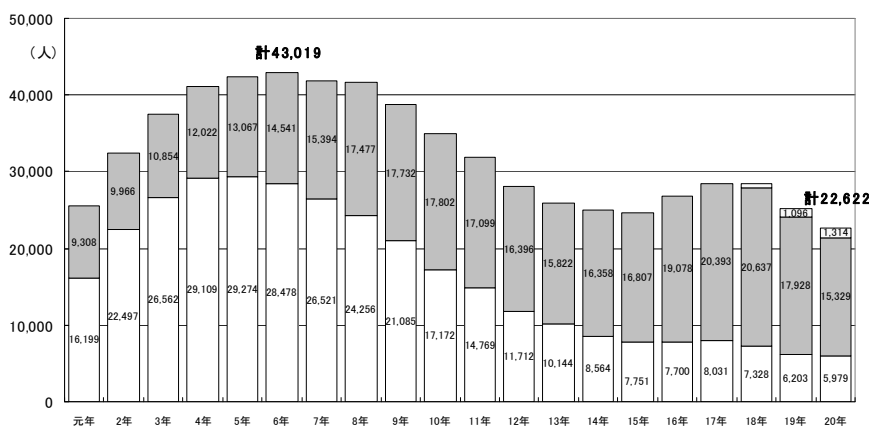
□ 修士・人文科学、社会科学 ▨ 修士・保健・家政・教育・芸術 □ 修士・その他 ◻ 博士課程 ◻ 専門職学位課程

【通信制博士課程の分野別在学者数】

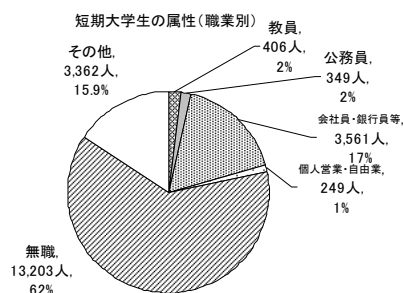
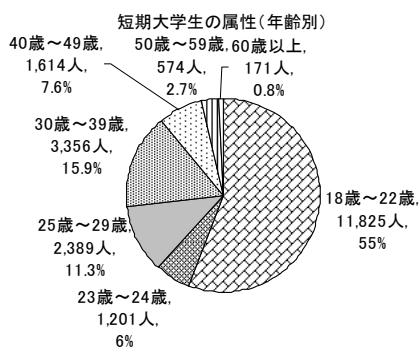
	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
人文科学	0	0	0	0	4	7	13	20	22	28
社会科学	0	0	0	0	0	11	20	25	23	20
保健	0	0	0	0	0	11	14	16	11	11
教育	0	0	0	0	3	5	8	18	23	24
その他	0	0	0	0	19	47	66	60	76	81
計	0	0	0	0	26	81	121	139	155	164

出典: 学校基本調査報告書 22

【通信制短大 在学生数】



□ 人文科学・社会科学 ▨ 保健・家政・教育・芸術 □ その他 (科目等履修生の数を含む)

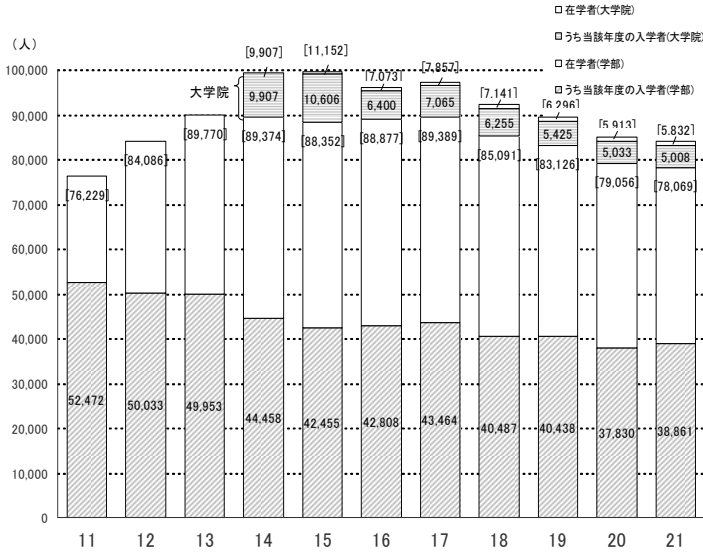


出典: 学校基本調査報告書

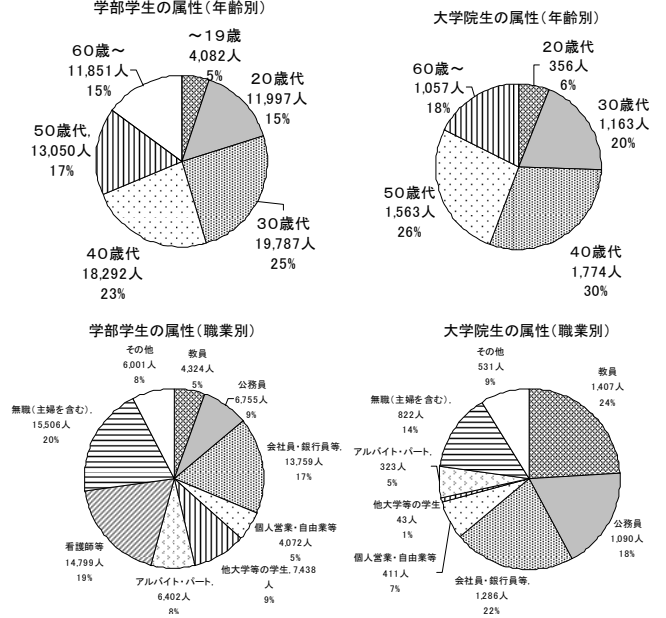
②放送大学（昭和58年～）

放送等を活用した新しい教育システムによる大学教育の機会を提供を目的として、放送大学学園法が制定され、昭和58年4月に放送大学が設置され、授業を開始した。平成13年4月には放送大学大学院が設置され、翌14年4月に授業を開始した。

【放送大学の入学者・在学者数(大学・大学院)】

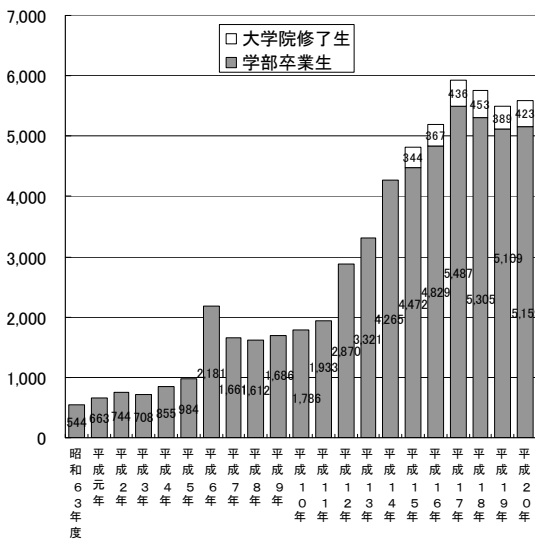


【学生(大学・大学院)の属性】



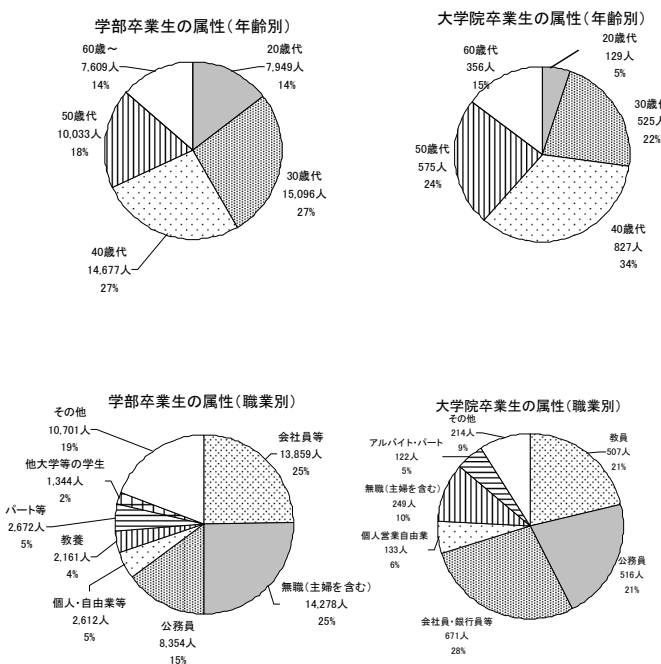
出典:放送大学学園調べ 24

【卒業生・修了生数(大学・大学院)】



(注)平成21年3月末時点。
平成21年は9月卒業者の数を含まない。

【卒業生・修了生の属性】



出典:放送大学学園調べ 25

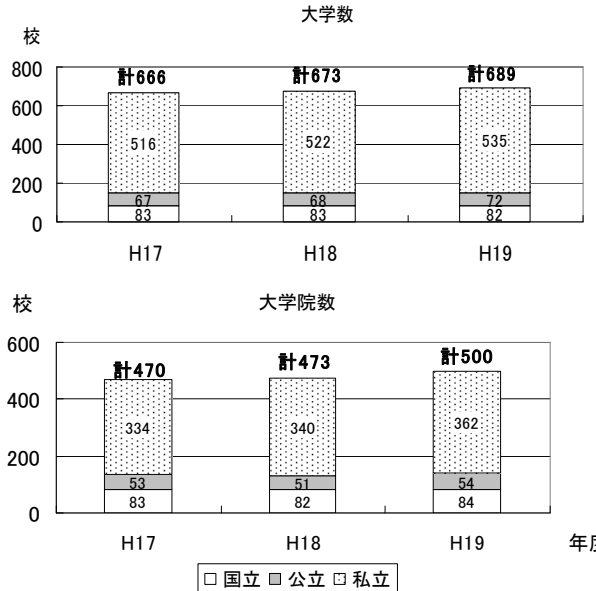
(6) 科目等履修生制度及び履修証明制度

① 科目等履修生制度（大学学部・短期大学：平成3年～、修士課程・博士課程：平成5年～）

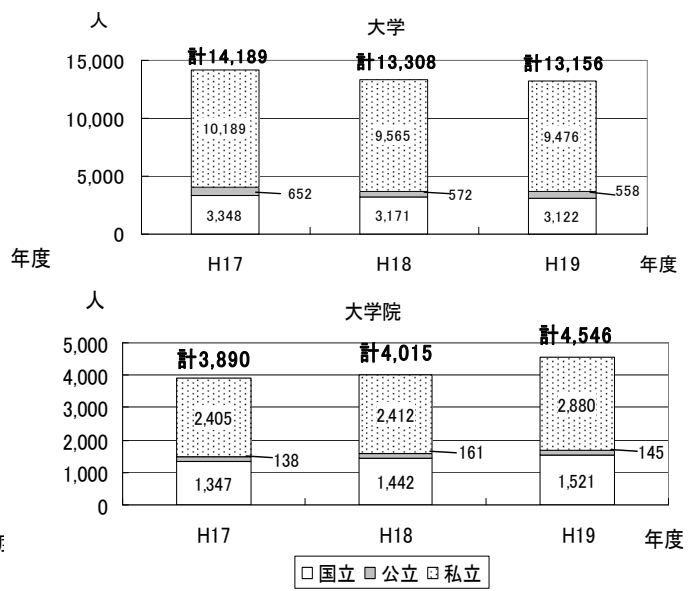
社会人等に対し学修機会を提供しその学修の成果に適切な評価を与えるため、大学が自らの定めるところにより、当該学生以外の者で授業科目を履修する者（「科目等履修生」）に対して単位を与える制度。

科目等履修生制度等により当該又は他の大学等で修得した単位については、大学学部については卒業の要件として習得すべき124単位のうち60単位（短期大学：同62単位のうち30単位（2年制）、同93単位のうち46単位（3年制）、修士課程、博士課程：同30単位のうち10単位）を上限に、当該大学等に入学後の履修により修得したものとみなすことができる。実施大学数は増加しており、大学院における科目等履修生数は増加しているが、大学学部では減少。

【科目等履修生制度実施大学・大学院数】



【科目等履修生数(大学・大学院)】



出典：文部科学省調べ

26

(7) 履修証明制度の概要

平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置づけを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等の多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

【制度の概要】（具体的要件は学校教育法施行規則で規定）

大学等が以下の要件を満たす履修証明プログラムを提供した場合、学校教育法に基く修了の事実を証する証明書を発行できる。

- 対象者：当該大学の学生以外の者
- 内容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を旨とした教育プログラム
- 期間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等が設定

（注：学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。）

【履修証明書の様式例】

○○大学（長） 印	平成 年 月 日	履 修 証 明 書 年 氏 月 日 生 名
--	-------------------	---

プログラムの概要（注）
 本プログラムは、主として○○である者を対象として、○○
 のような人材（能力）を養成することを目的とし、（○○と連
 携して）○○、○○、○○等を内容としたカリキュラムを提供
 するものである。
 学校教育法第百五条の規定に基づき、本学所定
 の○○プログラム（計○○時間）を修めたことを
 ここに証する。

【関係規定】

学校教育法

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

27

(参考) 履修証明プログラムの活用状況

社会人等の学修の機会として、平成19年12月に創設された履修証明制度は、学位プログラムと比較して短時間の学修を評価できる点を生かした一層の活用が期待されており、平成20年度には、既に39大学で48プログラムが実施されている。

【履修証明プログラムの実施の状況】(文部科学省調べ。大学学部の状況を調査)

33プログラム実施(平成20年5月1日現在) → 39大学が48プログラム実施(平成20年度末現在)

○履修証明プログラムの例(目的別):募集定員が50人以下のものが大半。地域の産業創出や雇用創出を目的とするものもみられる。

- ・就業者に対する専門的知識・技能の獲得、向上
林業生産専門技術の獲得・向上(国立大学)
看護師の感染管理に関する知識・技能の獲得(私立大学)
製造業の製品管理プロセスの知識・技術の獲得・向上(公立大学)
- ・若年無業者・早期離職者の就業支援
新卒無業者を対象とした就業支援(私立大学)
- ・職業資格を有する休職・退職者の復職支援
看護職者の復職支援(国立大学)
- ・就業者に対する業務の高度化・現代化に伴う知識・技能の獲得
IT技術を活用した地域の食農産業振興を担う人材育成(国立大学)
国際ビジネス法務に関する知識・技能の修得(私立大学)
- ・就業経験のない職業資格保有者の就業支援
助産師資格保有者向け就業支援(国立大学)
教員資格保有者向け即戦力教育(国立大学)
- ・企業経営の中核を担う職能開発
農業者の経営能力向上(国立大学)
中小企業の中核的人材能力向上(国立大学)
看護職の管理能力向上(私立大学)
- ・定年退職者、主婦等の社会的起業の支援
コミュニティ・ビジネス参画支援(私立大学)
- ・定年退職者の生活の一部としての学修機会の提供
50歳以上を対象とした質の高い教養教育と多面的な学びの場の提供(私立大学)

28

4. 社会人の大学修学にかかる負担の軽減

(1) 日本学生支援機構の奨学金事業

社会人が大学学部や大学院に入学した場合においても、学生としての身分を有することにより、採用選考等の一定の基準を満たせば、奨学金の貸与を受けることが可能。

【例：大学院の場合】

(申込基準)

種類	区分	学力 (1年次に在学する者)	本人及び配偶者の年収・所得の上限額(目安)
第一種奨学金(無利子)	大学院修士課程	大学・大学院の成績が特に優れている者	541万円以下
	大学院博士課程		641万円以下
第二種奨学金(有利子) ※ 卒業後3%を上限とする 利息付	大学院修士課程	①大学・大学院の成績が優れている者 ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	595万円以下
	大学院博士課程		798万円以下

【貸与月額】

①無利子奨学金

区分	貸与月額
大学院修士課程	50,000円, 88,000円から選択
大学院博士課程	80,000円, 122,000円から選択

②有利子奨学金

区分	貸与月額
大学院修士課程	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択
大学院博士課程	

法科大学院では、15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可。

29

(2) 税制上の優遇措置について他国との比較

(個人に対する税制優遇措置の比較)

	控除対象となる者の範囲	控除方式	所得制限	控除額
勤労学生控除 (日本)	本人	所得控除	年収130万円以下 (給与所得を得ている者)	勤労学生本人に、27万円分を所得控除
Hope税額控除 (アメリカ)	本人もしくはその配偶者、又は 税申告控除申請をする扶養者	税額控除	修正調整所得が5.8万ドル(夫婦合算申 告の場合は11.6万ドル)未満の者	学生一人当たりの教育費に 応じて、最大1800ドルを税額 控除
生涯学習税額控除 (アメリカ)	本人もしくはその配偶者、又は 税申告控除申請をする扶養者	税額控除	修正調整所得が5.8万ドル(夫婦合算申 告は11.6万ドル)未満の者	納税者一人当たりの教育費 に応じて、最大2000ドルを税 額控除

(企業に対する税制優遇措置の比較)

	控除対象となる者の範囲	控除方式	控除の仕組み
人材投資促進税制 (日本)	青色申告法人のうち、労務費に占める 教育訓練費の割合が0.15%以上であ る中小企業者等	税額控除	教育訓練費の8~12%を法人税額から控除。
研究及び人材開発費 に対する税額控除 (韓国)	韓国国内法人等	税額控除	・中小企業の場合: 次のいずれか一つが適用 ①人材開発費が過去4年間の平均を上回る場合、超過分の50%を法 人税から控除 ②人材開発費の15%を法人税から控除 ・中小企業以外の企業の場合: 次の金額の合計額が適用。 ①中小企業等への委託人材開発費が過去4年間の平均を上回る場合、 超過分の50%を法人税から控除 ②人材開発費のうち、①以外の人材開発費が過去4年間の平均を上回 る場合、超過分の40%を法人税から控除
促進産業昇級条例 (台湾)	農業、工業、サービス業等を行い、特 定の投資目的に対する研究開発また は人材育成に投資した企業	税額控除	①教育訓練費の30%を法人税額から控除 ②教育訓練費用が、過去2年にかかった教育訓練費用の平均を上回っ た場合、超過部分の50%を控除。

30

(3) 学生の経済的負担の軽減

「教育訓練給付制度」の指定講座となっている大学の教育プログラムを受講した場合、負担した費用の2割(上限額10万円)の給付を受けることができる。

○教育訓練給付制度

制度の趣旨: 労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

制度創設: 平成10年

給付対象事由: 雇用保険の被保険者又は被保険者であった者(通算した被保険者であった期間が3年以上)が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、終了した場合に支給

給付額: 受講者が負担した費用の2割(上限額10万円)

講座の指定状況: 5,436講座(平成21年10月現在)
うち、大学等で543講座が開講

【指定講座となっている大学の教育プログラム】

・コース登録制講座

大学院 大学又は短期大学が開設する正規の科目のうちから複数の授業科目をセット(コース)とし、単位習得を目的として行われる一年以内の専門教育講座(講座数:22講座)

(例)立命館大学大学院

金融技術の本質を正しく把握し、これを実際のビジネスに結び付けていくための視座を提供する「金融と法」を法学研究科で開講(科目等履修扱い)。3科目12単位を履修し合格した者は講座修了となる。

・受講修了者数:14名(平成20年度)

・訓練期間:9ヶ月

・費用:受講料288,000円

・大学院修士課程講座

夜間大学院、昼夜開講制の大学院で夜間に開講されるもの、または通信制大学院で標準修了年限が2年以内の修士課程(博士前期課程を含む)の専門教育講座(講座数:489講座)

(例)筑波大学大学院

企業法学に関する高度職業人を養成する「ビジネス科学研究科企業法学専攻」を開講。本専攻に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士(法学)の学位を取得しうる。

・受講修了者数:29人(平成20年度)

・訓練期間:24ヶ月

・費用:入学金282,000円、受講料535,800円

31

(4) 学生の雇用者の経済的負担の軽減

○人材投資促進税制(中小企業等基盤強化税制)

(1) 制度の目的

我が国の中小企業の人材投資は、90年代以降に落ち込んだまま横ばいとなっており、また、全企業の教育訓練費に比べて低い。このため、中小企業の人材投資を増加させ、生産性向上や経営環境変化への対応力を強化する。

(2) 制度の概要

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、労務費(給与、法定福利費、教育訓練費等)に占める教育訓練費の割合が0.15%以上である場合に、教育訓練費の額の一定割合(8~12%)を法人税額から控除。

(3) 適用対象法人

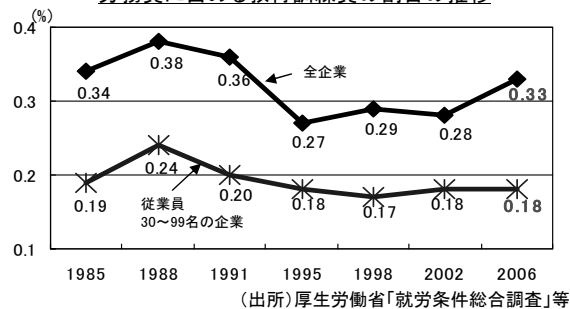
青色申告法人のうち、中小企業者(※)等。

(※ ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人)

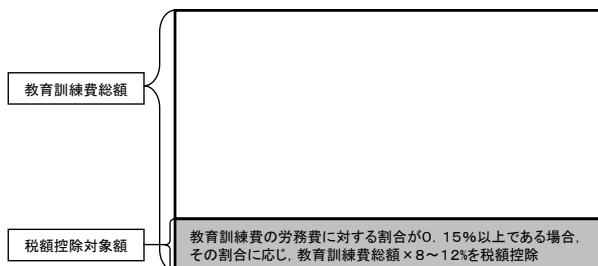
(4) 対象となる教育訓練費の範囲

使用人の職務に必要な技術又は技能を修得させ、又は向上させるために必要な費用であり、教育訓練等(教育、訓練、研修、講習など)を伴うもの。大学等の教授等による座学研修や、専門知識の教授などが含まれる。

労務費に占める教育訓練費の割合の推移



制度の概要



○ 適用例

中小企業A社が、期中に同社の使用人について、①教育訓練費を25万円、②給与を1億2000万円、③法定福利費を1,500万円を支出した場合、
 教育訓練費割合=教育訓練費÷労務費=25万円÷(1億2000万円+1,500万円+25万円)=0.184%。
 教育訓練費割合が0.15%以上であるため、税額控除を受けることができる。
 具体的な税額控除額については、
 税額控除額=教育訓練費×(8%+(教育訓練費割合-0.15%)×40)
 =25万円×(8%+(0.184-0.15%)×40)
 =23,400円であり、これが法人税額から控除される。

32

(5) 大学修学を目的とした休業制度

①大学院修学休業制度(公立学校教員、平成13年~)

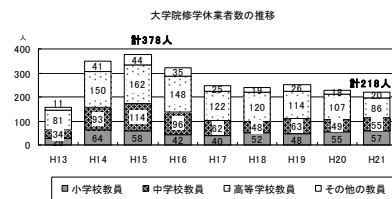
(対象) 現職の教員で、①専修免許状の取得を目的としていること、②専修免許状取得の前提となる一種免許状又は特別免許状を有していること、③それぞれの一種免許状又は特別免許状に係る最低在職年数(3年)を満たしていること

(概要) 現職教員の資質能力の一層の向上を図るため、公立学校の教員が専修免許状の取得を目的に、国内外の大学院等の課程を履修するために休業することができる制度。(教育公務員特例法第26条等)

(休業の期間) 3年を超えない期間

(休業の効果) 教員の身分は保有するが、給与は非支給。また、復職後の給与の調整は、各地方公共団体で規定。

(実績) 平成21年4月1日現在、修学休業者数は218人。(平成13年度からの通算修学休業者数 1,337人)



※ 各年4月1日現在(文部科学省調べ)

②自己啓発等休業制度(国家公務員、平成19年~)

(対象) 職員としての在職期間が2年以上の国家公務員

(概要) 大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律)

(休業の期間) 2年ないし3年

(休業の効果) 身分は保有するが、職務に従事せず、給与は非支給。また、復職後の俸給については、部内の他の職員との健康上必要と認められる範囲で調整が可能。

(実績) 平成19年度の休業取得者は7名(大学等における修学が6名、国際貢献活動が1名)。

③職員研修休業制度(B国立大学法人教職員、平成16年~)

(対象) 教職員

(概要) 職務遂行上の能力を向上させるため、国内外のほかの学校、試験研究機関、病院その他公共的施設において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究、又は指導に従事する目的で、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。

(休業の期間) 2年をこえない期間

(休業の効果) 身分は保有するが、職務に従事せず、給与は非支給。また、復職後の給与については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲で調整が可能。

(実績) 平成16年4月以降の取得研修は38件(主な取得者は医学系の大学教員及び看護職員)

33

(6)学修成果の雇用先での初任給や昇給への反映

① 国家公務員(行政職(一))

【初任時の俸給額】

行政職:初任給基準表の適用に際し、上位の学位取得による修学年数を勘案
(1年につき4号級を加算。職務経験については、職務内容に応じて最大5分の4を乗じた数を加算)

【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】

なし

② 地方公務員(C県)

【初任時の俸給額】

行政職:経験年数に応じた加算において修士・博士の学位取得を勘案
(1年につき最大で4号給加算のところ、学位については最大の4号級加算。職務経験については3号級程度加算の場合が多い。)

教育職:学位レベル(学部, 修士, 博士)別に給与額を設定(経験年数に応じた加算より優位な加算を設定)

【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】

行政職:なし

教育職:上位の学位を取得した時点で、当該学位を保有する者として新規採用されたものと仮定し、学位に応じた給料の級・号給から経験年数等により給料額を再計算。これと現給料を比較して、高い方の額を適用。

国家公務員一般職職員(行政職(一))の初任時の俸給額

採用時の学歴	初任時の俸給額 (上段:級・号俸, 下段:額)
大学学部卒	2級1号俸 181,200円 ※
大学院 修士課程修了	2級9号俸 200,000円
大学院 博士課程修了	2級21号俸 222,000円

※ 2級1号俸は185,800円のところ、新規採用者については181,200円とすると規定。

③ 民間企業

○ D社(情報通信業)

【新規採用時の給与額】

学位レベルによる初任給額の違いはない
採用時の年齢・職務経験等による初任給額の違いはある

【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】

なし

なお、自己啓発目的での大学等での研修を認める制度がある
(上司の推薦が必要、期間は1年、年に若干名、給与と学費を支給)

○ E社(外資系の製造業等の複合企業)

【採用時の給与額】

募集ポストごとに適格要件として学位のレベルと種類、職務経験等を設定
給与は募集ポストごとに職務内容・応募資格条件に応じて設定

【大学学部卒の職員が修士の学位を取得した場合の処遇への反映】

なし

なお、修学目的での退職はよくみられる例であり、こうした退職者を再び雇用した例も少なくない

参考:民間企業の学歴別初任給額

	大企業	中企業	小企業
高等学校卒業	160,400円	156,300円	156,900円
短期大学卒業	176,600円	170,900円	163,900円
大学学部卒業	199,100円	199,400円	194,400円
修士課程修了	226,200円	225,400円	224,500円

※全国平均額

厚生労働省「平成21年金構造基本統計調査」

34

5. 具体的な受入れ促進方策の方向性

(1)諸外国の学修成果・職業能力の認証・評価制度

諸外国では、雇用の流動化や若年・中高年無業者の増加等を背景として、職業資格や教育の認証・評価制度を創設。

【諸外国の学修の認証制度】

	米 国	英 国	オーストラリア	韓 国
制 度	National Skill Standard (全国職業技能スタンダード)	National Qualifications Framework (全国資格枠組)	National Qualification Framework (全国統一資格基準)	Credit Bank System (学点銀行制)
概 要	職業技能スタンダードの開発及び利用を自主的パートナーシップ(雇用主団体, 組合労働者, 政府, 従業員団体, 教育訓練機関等から成る産業連合)が資格を設定。各教育機関等多様な主体が認証。	一般教育と職業教育, 技能資格を結合した総合的資格制度。)政府が資格授与団体, 標準設定団体の質を保証。認証は民間の業界団体が実施。	分野およびレベル(約18,000の基準)からなる全国統一資格基準。	評価認定を受けた教育課程を履修した者などに、学点認定を通して学歴認定と学位取得の機会を提供する制度。

(英国は、学位や職業に関する資格を通じた枠組を設定)

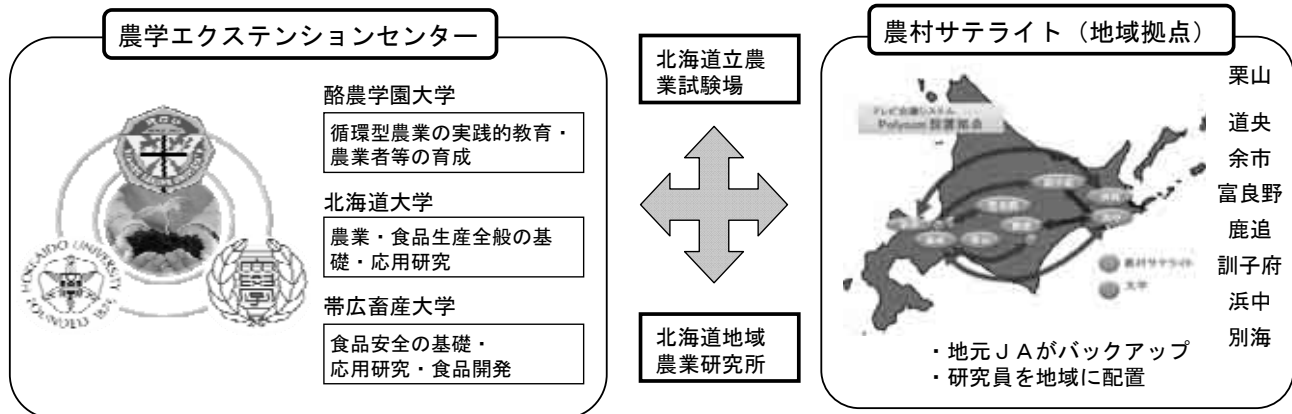
レ ベ ル	全国資格枠組み	高等教育資格枠組み
	初等教育・職業訓練(例)	高等教育(例)
8	・スペシャリスト	・博士
7	・通訳(レベル7)	・修士
6	・経営(ジニアラ)	・学士
5	・3Dアライン(レベル5)	・ディプロマ
4	・就学前幼児指導(レベル4)	・サーティフィケート
3	・航空工学(レベル3) ・人字人字資格(AIレベル)	
2	・美容師(レベル2) ・農業生産(レベル2) ・義務教育終了試験上位(GCSFのA4~C)	
1	・自動車工学(レベル1) ・パン職人(レベル1) ・義務教育終了試験上位(GCSFのD1~D)	
初級	・成人識字リソニフィケート(初級)	

35

(2) 複数大学の連携による地域の人材育成需要に対応した教育の実施

(参考) 北海道の農学系3大学と地域自治体が連携した取組例

大学を核とした知的地域活性化を通じ、地域の活気や、地域で活躍する人材の育成に貢献する事例も多く見られつつある。



コーディネータが大学と地域をつなぐ

【食の安全・安心基盤学プログラム：実践的教育研究】

遠隔授業の実施（3大学連携授） 農村サテライトでの実習



ICTを活用した遠隔講義の実践



地域農家での実習受入れ

【社会貢献プログラム：総合的支援システムの確立】

地域課題の放牧酪農の推進（浜中サテライト）



専門家が地域向けに放牧講座を実施



生産者から大学への事例報告

(参考) 大学コンソーシアムによる社会人への学習機会の提供例

コンソーシアム形式で大学間が連携することにより、大学等の現状の人的・物的資源で、多様で高度な社会人等の学習ニーズに応えている。

○大学コンソーシアム京都における「京(みやこ)カレッジ」の取組

【大学コンソーシアム京都】

京都地域50大学・短期大学、京都市、及び域内の経済団体等で構成する財団法人。大学、地域社会及び産業界との協力による大学教育改善のための調査研究、単位互換事業、インターンシップ、学生交流事業、社会人教育事業等を実施。

【京カレッジ】

京都市等と協働して、社会人の生涯学習ニーズの高度化に対応する大学レベルの高度な学習機会を提供。

特徴：①多様な履修目的に対応するため、履修形態を「4つの柱」に分類。

②開催場所として、各大学のほか、京都市が設置する「キャンパスプラザ京都」（大学相互間及び大学と産業界、地域社会等との連携・交流促進施設）を活用。

「4つの柱」

1. 単位取得が可能で高度な学びを得られる「大学講義」
2. 手軽に広く教養を身につける「市民教養講座」
3. 資格取得試験対策のための「キャリアアップ講座」
4. 産学官地域連携によるフィールドワーク型実習を行う「京都力養成コース」

	受講形態	単位取得	出願資格	開講場所
1. 大学講義	科目等履修生	可能	大学入学資格が必要	各大学キャンパス または キャンパスプラザ 京都
	聴講生	不可能		
2. 市民教養講座	特別受講生	不可能	特になし	
3. キャリアアップ講座				
4. 京都力養成コース		不可能 (修了証発行)		

開設科目、受講者数等

- 平成21年度開設科目数 448科目
(大学開講科目の活用や、地域密着型の科目設定が多い。)

例「京都学～歴史編～」(花園大学)
「京都起業家実践講座」(京都学園大学)
「地域活性化システム論」(京都橘大学)
「キャリア形成概論」(立命館大学)
「京エコロジー概論」(龍谷大学)
「現代社会と法(交通問題)」(京都産業大学)
「実践エバーサルデザイン」(京都工芸繊維大学)
「食をとりまく環境」(同志社大学)
「京を守る 生命を守る」(佛教大学)

- 平成21年度受講者数 928人(実数)

○ 単位累積による学士の学位取得

短期大学・高等専門学校卒業後および大学に2年以上在籍し、62単位以上取得しているといった基礎資格を有している場合、京カレッジで取得した単位とあわせて、「大学評価・学位授与機構」に申請すれば、学士の学位を取得することができる。

分野	大学名	テーマ	主な取組内容	連携機関	ポイント
農業	酪農学園大学 北海道大学農学部 帯広畜産大学	食の安全・安心を担う人材育成と地元農業への貢献	農学分野の複数大学がJAや地元農家と連携し、学生の農業実習を実施、大学からJA等に対してコンサル	JA, 富良野市, 余市町, 浜中町, 北海道立農業試験場など	特任教員(元北海道立農業試験場職員)が大学と地域を繋ぐ
IT	会津大学	実践的なIT教育を通じて起業家精神の育成	地元ベンチャー企業と連携し、座学と演習を体系的に組み合わせ、学生の課題解決能力を高める	会津市商工部, 地域のベンチャー企業など	地元企業人による実践講義・指導, ベンチャー見学・インタビュー
生涯学習	富山大学	富山e大学として, 社会人等が学ぶ機会を提供	富山インターネット市民塾の中で大学の教育資源を活用したeラーニング講座を開講し, 市民等に広く提供	富山県, NPO法人など	大学の得意分野で教材のデジタル化, eラーニング講座を展開
安全安心	神戸学院大学 神戸女子大学 兵庫医療大学 神戸女子短期大学	被災地の使命である安全・安心教育, 地域コミュニティ形成	大学と自治体が密接に連携し, 地域住民向けの公開講座(介護支援など)を実施, 学生が街に出て実習するなど地域活性化へも貢献	神戸市, 神戸市商工会議所, 水上消防署など	特任教員(元神戸市助役)による講義・コーディネート
再就職	広島修道大学	再就職を目指す若者の学び直しプログラム	離職者・フリーターの再就職をバックアップするキャリアプログラムを実施	広島県商工労働局, 広島商工会議所など	産業界が地元ニーズを集約・就職支援をサポート
医療	静岡県立大学短期大学部	小児医療を支えるコメディカル人材の養成	潜在保育士・看護師に, ホスピタル・プレイ・スペシャリスト(HPS)の技術を教授し, 「子どもの福祉」の観点からコメディカルスタッフを養成	英国HPS関連団体, NPO法人, 県内病院など	NPO法人関係者を講師として招聘 病院現場との連携

(3) 通学制と通信制の授業方法

様々な授業方法が法令上規定されており, 課程及び学修形態に応じて, 実施しうる授業方法が異なる。

【大学の授業方法】

大学設置基準等により, 以下の通り規定。

(通学制の場合)

- ・面接授業：講義, 演習, 実験, 実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業
- ・メディアを利用して行う授業：多様なメディアを高度に利用して, 教室等以外の場所で行う授業

(通信制の場合)

- ・面接授業
- ・メディアを利用して行う授業
- ・印刷教材による授業：印刷教材その他これに準ずる教材に送付若しくは指定し, 主としてこれにより学修させる授業
- ・放送授業：放送その他これに準ずる者の視聴により学修させる授業

【課程別の授業方法】

大学の学士課程, 大学院の修士課程・博士課程・専門職学位課程のそれぞれにより実施可能な授業方法が異なる。

学部	通学制	面接授業・メディアを利用して行う授業
	通信制	面接授業・メディアを利用して行う授業・印刷授業・放送授業
大学院 修士課程 博士課程	通学制	面接授業・メディアを利用して行う授業
	通信制	面接授業・メディアを利用して行う授業・印刷授業・放送授業
大学院 専門職学位課程	通学制	面接授業・メディアを利用して行う授業 〔特に, 専門職大学院では, その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ適切に配慮することが必要〕
	通信制	面接授業・メディアを利用して行う授業

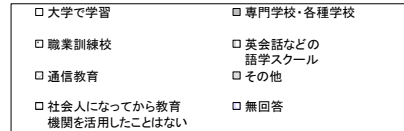
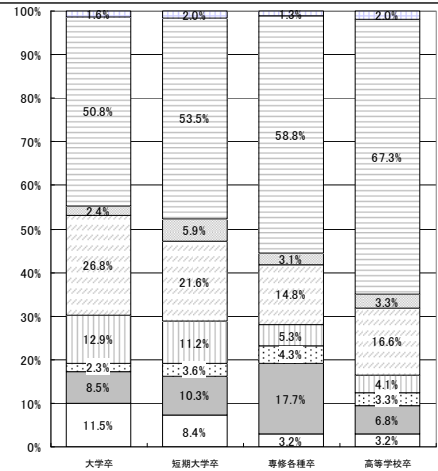
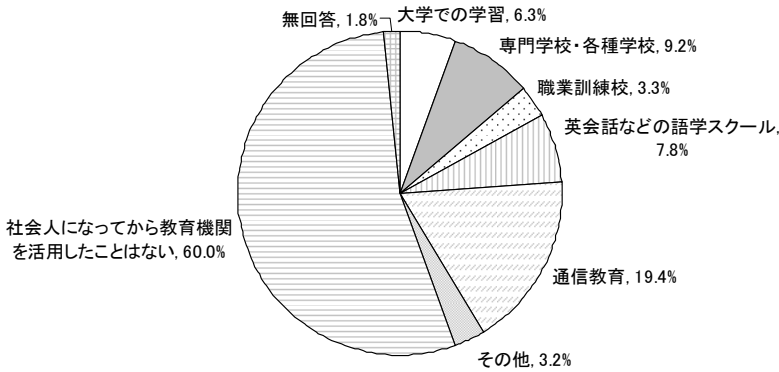
6. 社会人の学習ニーズ (1) 社会人の大学での学修ニーズ

① 社会人の教育機関の活用

社会人になってから教育機関を活用したことがない者の割合は60%、大学卒では50.8%。利用した機関は、「通信教育」「語学スクール」「専門学校・各種学校」「大学」の順に多く、大学卒では「大学」の利用割合が他の学歴の者より高い。

【全体】

【学歴別】



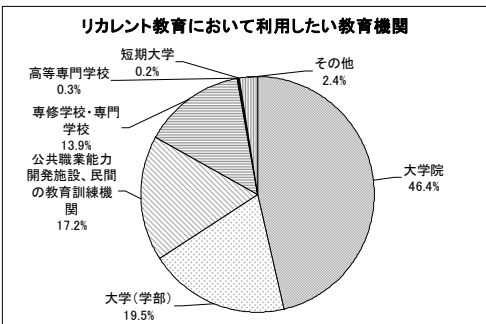
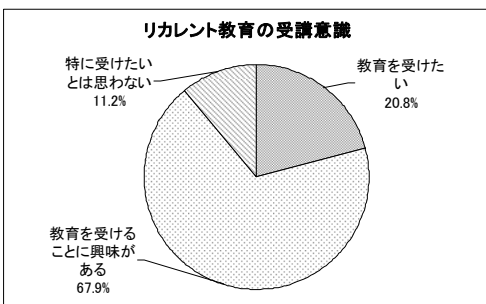
(注)

・「大学で学習」は、①大学・大学院の公開講座で学習、②大学の学部在籍、③社会人大学院やビジネススクールを活用、への回答者の割合を合計したもの。

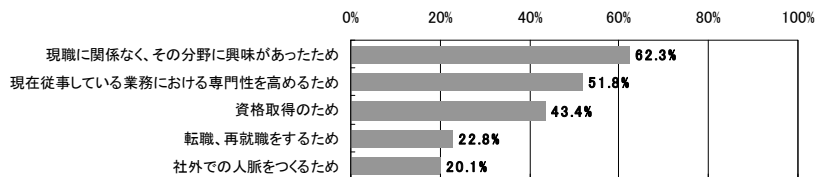
(出典)リクルートワークス研究所「ワーキングパーソン調査2008」
2008年に首都圏50km(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県)で、正規社員・正規職員、契約社員・嘱託、派遣、パート・アルバイト、業務委託として2008年7月最終週に1日でも就業している18～59歳の男女(学生除く)6,500名を対象に調査

② 社会人のリカレント教育の受講意識

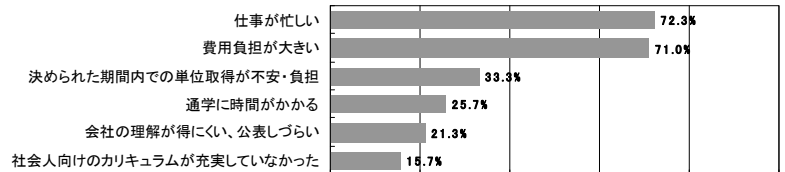
リカレント教育に対する社会人の意識調査によると、約9割が「受けたい」又は「興味がある」と回答。利用したい教育機関については、大学院(46.4%)、大学(19.5%)が多い。教育機関の選択の際には、「カリキュラムが魅力的であること」(74%)を重視。一方で、教育を受ける場合に想定される課題としては、職業生活と学修の両立に関するものが多い。



リカレント教育の受講を希望する理由



リカレント教育受講において想定される課題



リカレント教育の教育機関の選択において重視する点

